

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、新型コロナウイルス感染症の影響下、市民のくらしと事業者の営業を市はどう守るか。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>新型コロナの影響は、学生の就職にも暗い陰を及ぼすなど、日本経済と暮らしを大きく脅かすに至っています。</p> <p>県の緊急事態宣言が解除されたとはいえ、人々はコロナウイルスの不安と暮らしの不安のまっ只中にいます。とりわけ、事業者でも、市民にも弱者とされる部分に大きな被害をもたらしています。6月以降、注文の激減した事業者は工場や店を閉めざるを得ないなどの話も伺います。市民の暮らしや事業者の営業を持続させるため、市として総力をあげた取り組みが今、求められています。</p>	<p>(1) コロナ禍の下、中小企業振興基本条例をどう生かすかが問われている。</p> <p>(2) 暮らしや経営を守るためには、市として独自の支援が必要である。国や県の支援・助成制度だけでなく、市独自の制度を創設すべきと考える。</p> <p>(3) 事業を継続する目的で創設された国の給付金事業は、基準も厳しく、より充実させるための市の施策を伺う。</p>	<p>① 現在、アンケートがとられていますが、遅すぎるのではないかと、なぜ、このように遅れたのか。</p> <p>② アンケート集約の途中においても、必要な事業は実施すべきと考えるがどうか。</p> <p>① 家賃の助成など、国などの制度化も進んでいる。このように、市民も企業も、収入減の中、必要経費としての固定費について独自の支援事業（上水道代・家賃機械リース代の補助など）を実施すべきと考えるがどうか。</p> <p>② また、税金や各種保険料などの現年度分についての減免、さらには、滞納分についても減額するなどの暮らしを支える助成事業を実施すべきと考えるがどうか。</p> <p>③ その目的のためには、財政調整基金を計画的に取り崩すことをより早く進めるべきと考えるがどうか。</p> <p>④ コロナ感染症の影響を最小限に抑え、日常の暮らしを取り戻すために、市長の果たす責任は大きいと考える。中小企業の振興条例の精神に立って、事業の継続、市民のくらしの守り手としての決意を伺う。</p> <p>① 国の持続化給付金については売り上げが前年同月比で50%減などの厳しい基準があり、とても多くの事業者は活用できない。国に対し、基準緩和を申し入れるべきと考えるがどうか。また、記述内容についても、より簡素な内容とすべきことについても申し入れをすべきと考えるがどうか。</p> <p>② さらに、1回の給付が、個人100万円、法人200万円は少なすぎる。家賃やリース代ですぐに無くなるケースもあると伺っている。第2回目の給付金を出すようこれについても、市として国への申し入れをすべきと考えるがどうか。</p>

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	<p>(4) 会社の従業員への休業要請に関し、バイトや派遣の従業員や労働者を市としてどう守っていくのか。</p> <p>(5) 子どもの休校にともなう親の休業については、小学校休業等対応助成金制度は不十分である。市は、どのように充実をはかるのか。</p> <p>(6) 事業継続のための貸付制度もより充実させる必要がある。市としてどう対応するのか。</p>	<p>③ また、同時に市として、独自に事業継続のための給付事業を創設すべきと考えるがどうか。</p> <p>① 休業にあたり、雇用調整助成金が活用されるが、バイトの従業員の方に対して、5月から緊急雇用安定助成金の制度が創設された。これらの制度はいずれも会社の申請とされている。ハローワークなどと協力し、会社に申請をするようPRするよう努め、併せて、本来は労働者本人の自己申請による制度にするよう、国に要請すべきと考えるがどうか。</p> <p>② また、休業を契機に、バイトや派遣労働者は解雇されるケースも出ている。市として労基署とも連携し、雇用を守るよう努めるべきと考えるがどうか。</p> <p>① 国の制度についても、会社の申請であることから本人申請にするよう国に働きかけるべきではないか。</p> <p>② さらに適用された場合にも、個人としての契約の場合(対応支援金)は、1日わずか4100円と少なく、契約の方法によって、大きな賃金の格差が生じる点は、是正されるべきであり、国に申し入れるべきと考えるがどうか。</p> <p>③ さらに、②の場合は、同時に、市としての独自の支援事業を創設すべきと考えるがどうか。</p> <p>① 企業の窮状を支援するため、新たな融資制度が創設され、無担保や無利子(一定期間)などの制度もある。とりわけ個人事業者には借りやすい制度となっている。しかし、セーフティーネット4、5号などの認定が条件となっているが、通常とは異なる事態であり、それらの認定なしで、借りられる制度とするよう国に求めるべきと考えるがどうか。</p>

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。